

令和 8 年熊本地震により被災されたお客さまに対する電気料金等の災害特別措置について
—電気料金の支払期日の延長、不使用月または不使用日の電気料金の免除などを実施—

このたびの令和 8 年熊本地震により被災された皆さまには、心からお見舞い申し上げます。

当社は、本災害により災害救助法が適用された地域（災害救助法が適用された地域が追加された場合は、当該地域を含みます）において、被害を受けられたお客さまからお申し出があった場合、電気料金等の特別措置を実施いたします。

1. 特別措置の対象地域

災害救助法が適用された地域

[こちら（九州電力プレスリリース（別紙））](#)よりご確認ください。

2. 特別措置の内容

九州電力株式会社が適用する内容と同様

3. 特別措置の申込方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社窓口までご連絡ください。

《丸紅新電力 問合せ窓口》

【法人のお客さま】

TEL：03-3282-2350

（受付時間 月～金曜日：9:30～17:30 ※土曜日・日曜日・祝日等当社指定の休業日を除く）

【個人のお客さま】

ナビダイヤル：0570-000-821（ナビダイヤルをご使用になれない方：03-6703-8909）

（受付時間 月～金曜日：9:00～20:00 土曜日：9:00～17:00 ※日曜日・祝日等当社指定の休業日を除く）

【参考リンク】

九州電力株式会社 プレスリリース

[九州電力 令和8年熊本地震により被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置を実施します－電気料金の支払期日の延長、不使用月または不使用日の電気料金の免除などを実施－](#)

なお、今後、災害救助法が適用された地域が追加された場合も、同様の措置を実施いたします。

※災害救助法が適用された地域および詳細、最新情報は[内閣府のホームページ](#)にてご確認ください。

一日も早い復旧を、心よりお祈り申し上げます。